

日本野鳥の会からの提案

保護地域とOECMで30X30を達成することを、
生物多様性保全上有効な取組にするために

- 1) OECMに該当する地域の所有者等への優遇措置
- 2) Key Biodiversity Areas (KBA)の国内での選定
と、OECM認定基準のひとつとしての採用

日本野鳥の会について

- ・ 野鳥をシンボルに、生物多様性保全に取り組む
自然保護団体
- ・ 昭和9年創設
- ・ IBA（重要野鳥生息地）の選定
（2003年に陸上、2016年に海洋）
EADASにも掲載
- ・ 野鳥保護区の設置と管理
購入や個人・企業との協定で45か所



渡邊野鳥保護区フレシマ

所在地：北海道根室市 設置：2004年 面積：203.7ha

野鳥保護区とは？

- ① タンチョウやシマフクロウなど
希少な鳥類の生息地を保全するため、
- ② 自然公園や鳥獣保護区に指定されていない土地を、
- ③ NGOである日本野鳥の会が、買い取りもしくは
所有者との保全協定を結ぶことで、
- ④ 日本野鳥の会が存続する限り永続的に保全する。

■ 当会独自の野鳥保護区のこれまで

1986年 小鷺頭山野鳥保護区 設置

1987年 持田野鳥保護区東梅 設置

→ タンチョウ営巣地が競売に出されていたことから、緊急対応

→ 鳥獣保護区化が難しい小規模な湿地をおもな対象とする

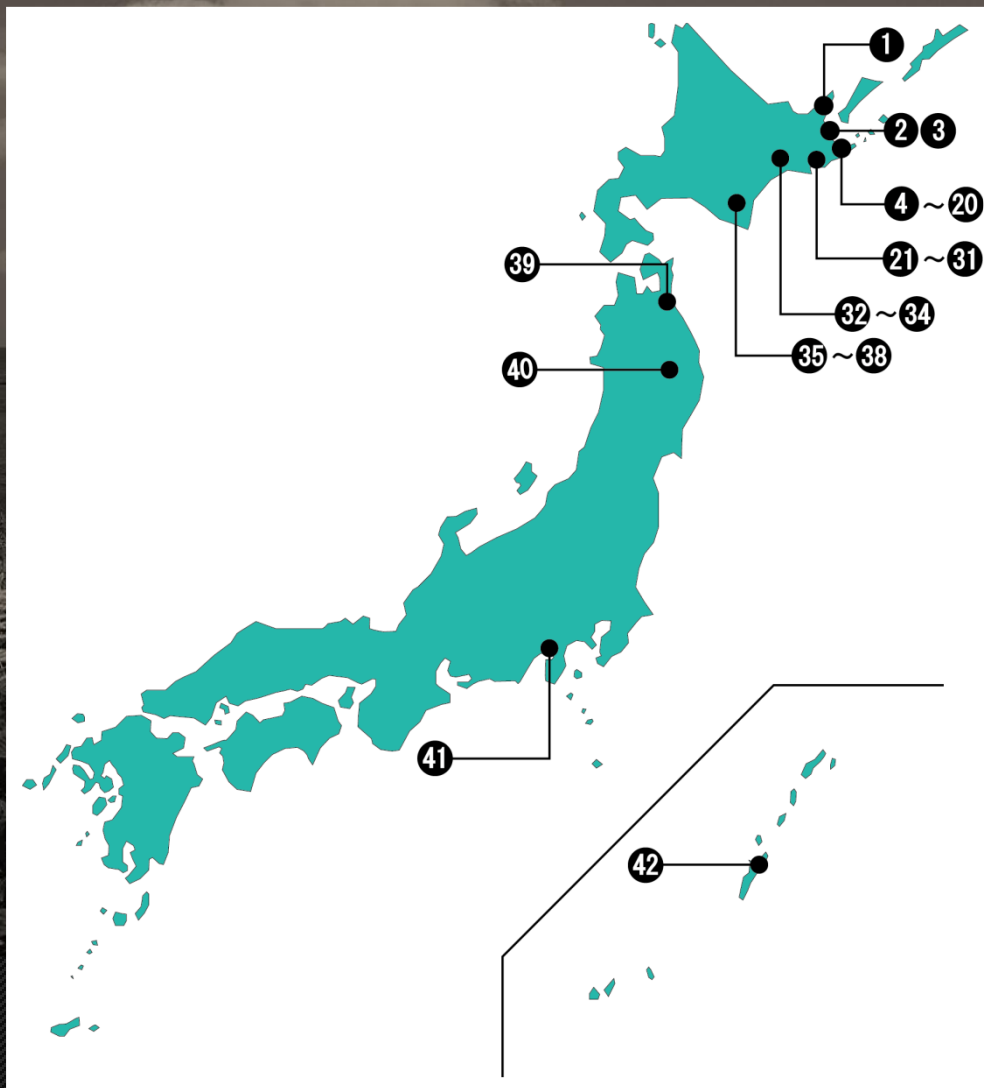
※ 設置後に鳥獣保護区や自然公園に指定されるのは大歓迎

• • • • •

2021年 野鳥保護区シマフクロウ根室第1 拡張

道東を中心に45か所、3,636ha の野鳥保護区を設置

■ 当会独自の野鳥保護区のこれまで



■野鳥保護区とOECM

OECM とは？ ②/2

OECMの国際的な定義

2018年に開催された生物多様性条約COP14において、
OECMの定義が以下のとおり採択された。[決定14/8]



保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの。

自然環境保全基本方針（令和2年3月閣議決定）におけるOECMの位置づけ

自然環境保全基本方針では、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）を始めとする各種の関係制度を総合的に運用することとしている。

- ・ 民間等の取組により保全が図られている地域や保全を目的としない管理が結果として自然環境を守ることにも貢献している地域（OECM）については、そうした民間等の取組を促進するとともに、保護地域を核として連結性を強化することにより、広域的で強靱な生態系のネットワーク化を図り、生物多様性の保全を推進することとしている。

■野鳥保護区の種類

① 企業との協定・覚書締結による野鳥保護区

CSRの一環として、社有林のうち希少種が生息する地区の保全を進めます

② 個人との協定締結による野鳥保護区

土地は売れないけれど趣旨に賛同してくれる方と共同で保全を進めます

③ 土地買取(または寄贈)による野鳥保護区

30X30達成のため、OECMに参加する個人、法人に優遇措置を

次期生物多様性国家戦略研究会報告書(P21)には「目標・指標の設定」としか書かれていません

■考えられる優遇措置

税制優遇措置

譲渡所得税

売却額と購入額＋費用の差額にかかる税。長期譲渡所得の場合（所得税15%＋住民税5%）、短期（30%＋9%）。寄贈でも見なし所得税がかかる！

不動産取得税

土地の購入、贈与などで不動産を取得したときに課税される税。有償・無償、登記の有無にかかわらず課税。3%。

固定資産税

固定資産税は、固定資産を所有している方にかかる市町村税。課税標準額の1.4%。

30X30達成のため、OECMに参加する個人、法人に優遇措置を！

■考えられる優遇措置

税制優遇措置

譲渡所得税

売却額と購入額＋費用の差額にかかる税。長期譲渡所得の場合（所得税15%＋住民税5%），短期（30%＋9%）。寄贈でも見なし所得税がかかる！

ただし、国税庁長官の承認を受ければ非課税（租税特別措置法第40条）

要件1 寄附が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること。

↑
この要件に上げられる例の中に、
「**自然環境の保全**」と明記を

30X30達成のため、OECMに参加する個人、法人に優遇措置を！

OECEMの認定基準にKBAを

基準全体の構成の案

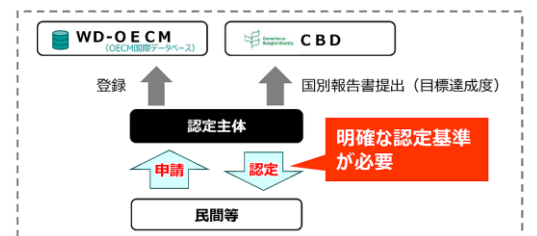
- IUCN MethodologyのStep 1に合わせることを想定

IUCN MethodologyのStep1 (スクリーニング)		民間の取組等によって生物 多様性の保全が図られている 区域の認定基準 (素案)
test 1	1.1 地理的に画定された境界を持つ	1.境界・名称に関する基準
	1.2 保護地域ではない	
test 2	2.1 統治責任が明確	2.ガバナンス・管理に関する 基準
	2.2 管理の対象となっている	
	2.3 統治責任と管理の体制の持続が期待できる	
test 3	3 生物多様性の重要な価値を含む可能性が高い	3.生物多様性の価値に関 する基準
test 4	4.1 管理体制によって効果的な保全が期待できる	4.管理による保全効果に 関する基準
	4.2 管理体制によって長期的な保全が期待できる	

6

「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」
の認定スキームについて

★認定スキームのイメージ



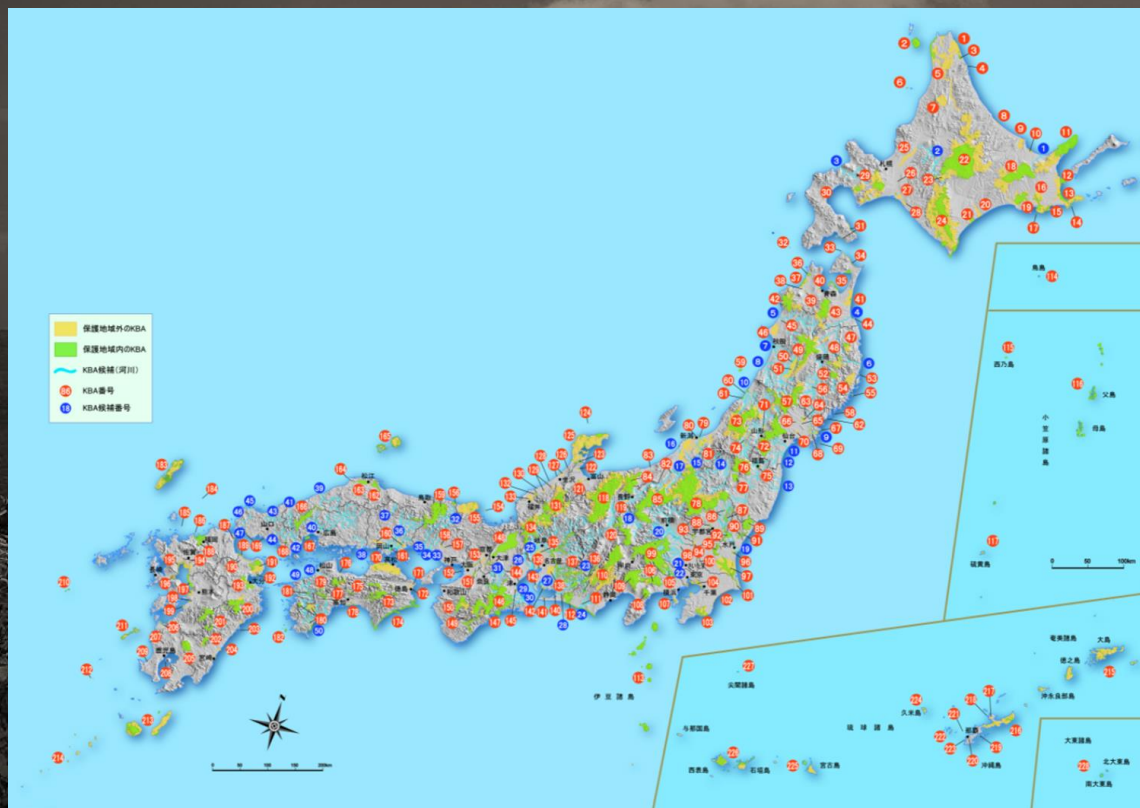
注) 認定スキームの詳細については今後検討を行う予定。

■OECMの認定基準にKBAを

KBAとは

- ・2004年のWCCで重要生物多様性地域(KBA)の選定プロセスの協議を行うことを議決、SSCとWCPAが生物多様性および保護地域に関する共同タスクフォースを結成
- ・2016年 IUCNが「A Global Standard for the Identification of Key Biodiversity Areas」を公表
- ・IBAサイト、AZEサイト、Important Fungus Areas, Important Plant Areas, Prime Butterfly Areasなどをふくむ陸域、淡水、海洋を網羅
- ・世界的な基準であるが、国レベルの基準によってローカルなKBAとしての選定もある。

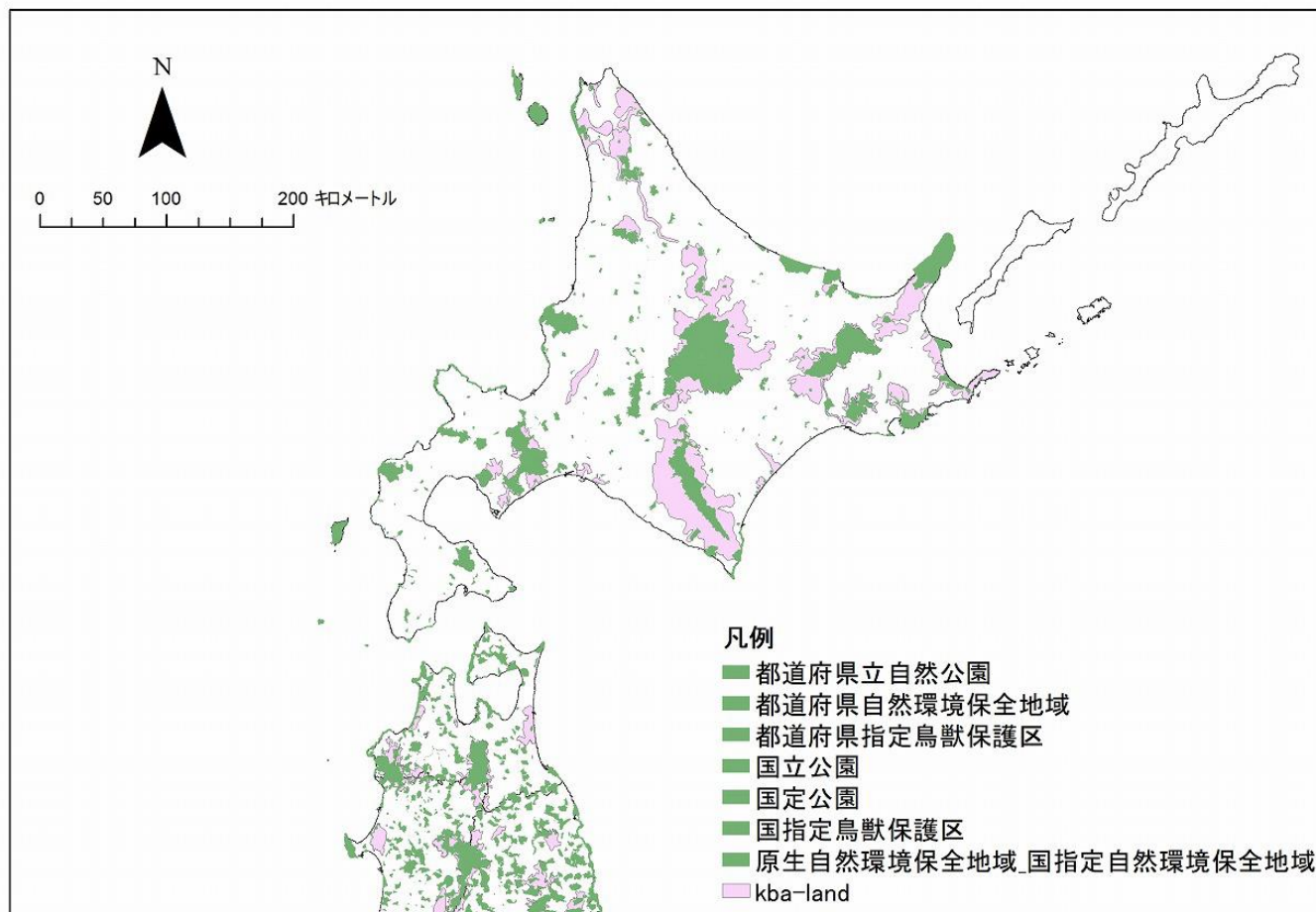
■OECMの認定基準にKBAを



<http://kba.conservation.or.jp/data/KBA.jpeg.jpg>

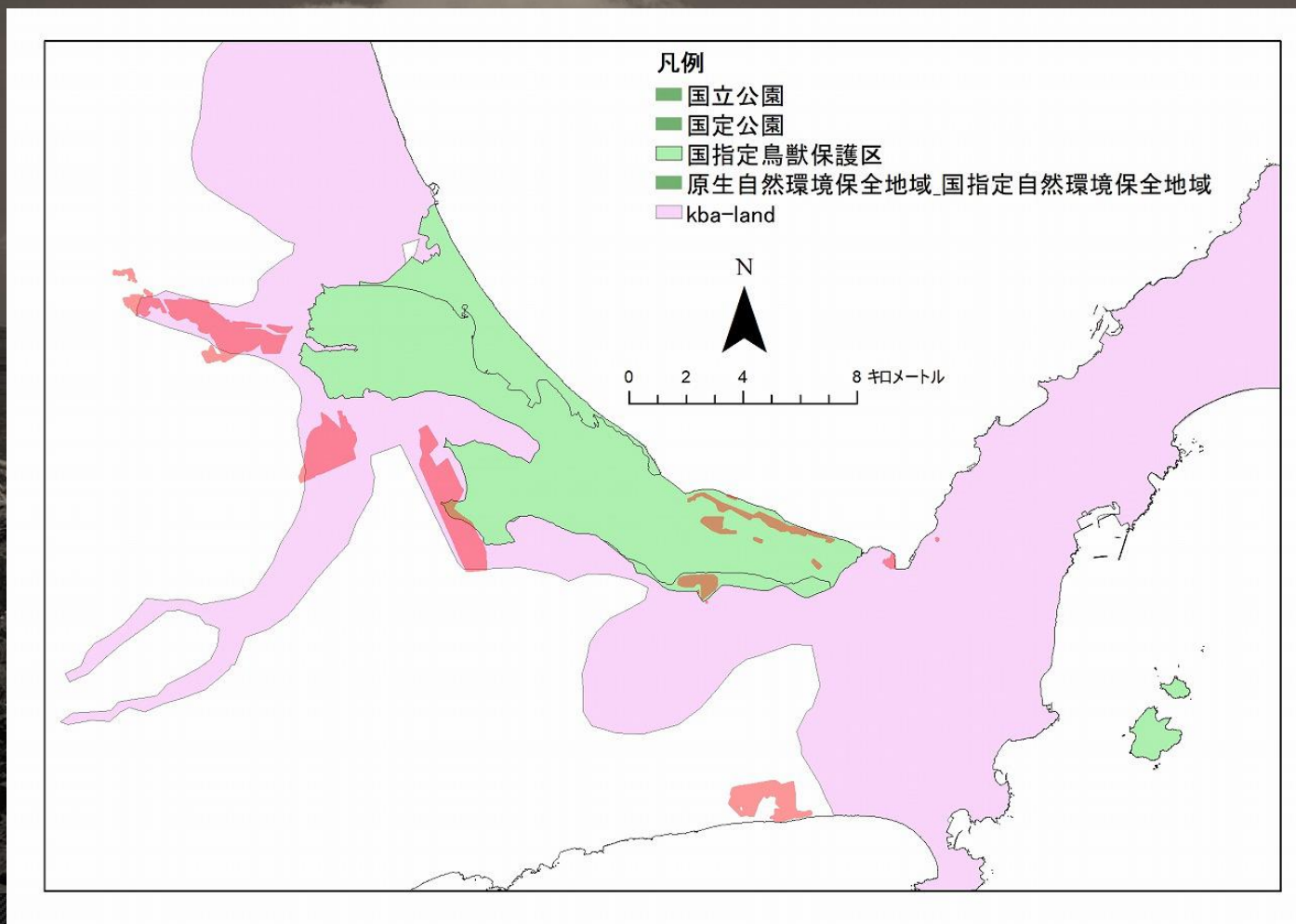
日本野鳥の会がBirdLifeの基準で選定したIBAに、CIが当時(2011年)の基準で哺乳類、爬虫類、両生類、淡水魚、トンボに基づいて選定。232か所、66千平方キロ。その後2016年に基準の改定(A Global Standard for the Identification of Key Biodiversity Areas Version 1.0)

■OECMの認定基準にKBAを



KBAに該当するものの鳥獣保護区や自然公園の範囲に含まれない所も多い

■OECMの認定基準にKBAを



野鳥保護区(ピンク塗りつぶし)はそのような場所を選んで設置しています。

日本野鳥の会からの提案

保護地域とOECMで30X30を達成することを、
生物多様性保全上有効な取組にするために

1) OECMに該当する地域の所有者等への優遇措置
※多様な主体の参画を促すために※

2) Key Biodiversity Areas (KBA)の国内での選定
と、OECM認定基準のひとつとしての採用
※広く受け入れられるために国としての取り組みが必要※
※達成度の評価にKBAに占めるOECMの割合も利用可※